平成２７年（フ）第２３５１号
大阪市北区中津１丁目17番２号
破産者　株式会社ミラノ
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０３５号
大阪府大東市扇町１番29号
破産者　株式会社ユアーズ大東店
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７４号
大阪府枚方市春日元町２丁目37番地１　ハーモニーライフ春日103
破産者　株式会社シード
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４１号
大阪府箕面市如意谷２丁目８番30号
破産者　株式会社菓魂
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４１０号
大阪市此花区高見３丁目13番12号
破産者　有限会社ぶるうまうんてん
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７号
大阪府東大阪市西堤２丁目１番39号
破産者　有限会社島田産業
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９６号
大阪市北区天満３丁目１番11号
破産者　有限会社ＩＴシステム
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４号
大阪市中央区瓦町２丁目５番５号
破産者　株式会社ラボワン
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０５号
大阪府和泉市室堂町123番地の１
破産者　ワールド・トランス株式会社
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７５号
大阪府枚方市中宮本町１番９―503
破産者　有限会社メイク・アップ・システム
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８０号
（最後の住所）大阪府枚方市茄子作３丁目２番10―203号
破産者　被相続人亡森友敏相続財産
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５号
神戸市兵庫区永沢町４丁目４番７号
破産者　株式会社関西ビルケア
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県宝塚市星の荘１番16号
破産者　株式会社シノブ工務店
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
岡山県倉敷市中畝１丁目６番35号
破産者　株式会社フミヒロ建設
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
香川県高松市朝日新町16番17号
破産者　クイン商事株式会社
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０１号
熊本県菊池郡大津町大字室397番地１　クリスタルマンション503
破産者　有限会社丸善繊物熊本
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
大分県別府市朝見３丁目１番７号
破産者　有限会社かわの住建
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴63番地の１
破産者　株式会社浅利電器
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第４６号
愛知県稲沢市井之口白山町131番地
破産者　本部技建工業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２１号
奈良市高畑町1025
破産者　特定非営利活動法人地域密着型相談センターとまり木
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５９号
福岡市早良区原５丁目10番20―108号
破産者　宮田　　尚
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２３号
福岡市博多区吉塚６丁目７番21―503号
破産者　竹ノ内寿江（旧姓長野）
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部